

昨年六月、民間職業紹介の自由化をおもな内容とした、「職業安定法」の改定がおこなわれた。そのせいか、改定の内容として、統一応募用紙の法的裏付けともなる項目と、大臣指針が盛りこまれた。このことは、統一応募用紙の趣旨を徹底させていくべきで、大きな前進といえる。

今回の改定では、「職業安定法」第五条の「求職者の個人情報の取扱い」で、公共職業安定所等(公共職業安定所、および職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び募集受託者並びに労働者供給事業者)は、「その業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない」と定め、第四八条「指針」でそのための必要な指針を労働大臣が公表することとを定めた。そしてその労働大臣指針(労働省告示第141号)が公表され、昨年十二月から施行された。

指針には、「求職者の個人情報の取り扱い」の項目で、「人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となる恐れのある事項、思想および信条、労働組合への加入状況」については、個人情報を収集してはならない原則を明記している。そして、高等学校もしくは中学校の新規卒業生を求めることができる」とし、労働省が必要

定者から応募書類の提出を求めるときは、「職業安定局長の定める書類(全国高等学校統一用紙または職業相談券)」により提出を求める」と明記した。

このことにより、統一応募用紙の法的裏付けができるとになる。

これまで「統一応募用紙」の趣旨徹底を求める労働省・文部省の「通達」の根拠となる法律はなかった。そのため、民間企業などが居直った場合に強力な指導ができなかつたが、科せられることになった。

大臣指針には「個人情報を収集する際には、本人から直接収集し、又は本人の同意の下で、本人以外の者から収集する等適法かつ公正な手段によらなければならぬ」と本人収集の原則なども明記されており、採用選考にかかるプライバシー保護の法的基準の明確化を求めていた。まことに、労働省に申し入れを起こすと、その他の適切な措置を執らなければならぬ」と明記した。そして「第五章罰則」第六五一条で、「改善命令」に従わないものには六ヶ月以下の懲役、または三十万円以下の罰金が科せられることになった。

大蔵指針には「個人情報を収集する際には、本人から直接収集し、又は本人の同意の下で、本人以外の者から収集する等適法かつ公正な手段によらなければならぬ」と本人収集の原則なども明記されており、採用選考にかかるプライバシー保護の法的基準の明確化を求めていた。また、交渉のたびに「統一応募用紙」違反企業への強力な指導を求めてきた。そして、今回の法改正にあたっても、そうした観点を盛りこむよう重ねて要求してきた。そのとりくみが大きな課題となる。大阪などに加え、今まであるたるに東京でも「就職差別解消促進法」の強力な指導を求めてきた。そして、今回は労働者の個人情報保護の観点から規制の amiがかかつたが、今後は就職差別を禁止する法律の制定と「ILO111号条約」の批准が大きな課題となる。大阪などに加え、今からあらたに東京でも「就職差別解消促進法」のとりくみが始まつた。まだ、六月二十八日には東京で、七月五日には大阪で、差別元調査事件をふまえ幅広く各界の人びとの賛同をもとにした、就職差別撤廃の法整備などを求める大規模な集会も開催される。このようなとりくみを強化していく。

主張

一歩前進を踏み固め、就職差別撤廃へとりくみをさらに強めよう

これからは「職業安定法」とそれにもかかわらず、「大臣指針」を根拠とした指導となる。「職業安定法」第四八条の二「指導及び助言」では、この法律に違反した者は労働省が指導および助言することができる定め、第四八条の三「改善命令」では、改善命令を出すことができる定めだ。

また、第四八条の四「労働大臣に対する申告」では、違反があつた場合求職者は「その事實を申告し、適切な措置を執るべき」とさ

この数年間すみられている労働法制の規制緩和には、労働者の権利を後退させる側面や不安定雇用を拡大し差別構造を強化する側

がある。一步前進を踏み固め、就職差別撤廃のとりくみを前進させていくべ。